

4 教育・育成

○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

①一貫した相談支援体制の整備

○個別の支援計画の策定・活用の推進

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

(数値目標・達成期間)

○個別の教育支援計画策定率

・小・中学校 20% [18年] → 50% [24年]

○校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備

発達障害を含む障害のある児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する。特に幼稚園、高等学校を重点的に整備する。

(数値目標・達成期間)

○校内委員会の設置

- ・幼稚園（公立）

32.7% [18年] → 70% [24年]

- ・高等学校（公立）

25.2% [18年] → 70% [24年]

○特別支援教育コーディネーターの指名

- ・幼稚園（公立）

29.4% [18年] → 70% [24年]

- ・高等学校（公立）

18.5% [18年] → 70% [24年]

②専門機関の機能の充実と多様化

○特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進

幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等の教員への支援、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小・中学校等に対する支援を推進する。

③指導力の向上と研究の推進

○特別支援学校教諭免許保有率の向上

特別支援学校において、教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。

(数値目標・達成期間)

○特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合

32都道府県 [18年度] → 全都道府県 [24年]

○特別支援教育に関する教員研修の促進

特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。

○障害に関する外部専門家の学校における活用

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うため、専門的知識・経験を有する外部専門家が教員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門家の活用を促進する。

○国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。

④社会的及び職業的自立の促進

○特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓

特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。

○障害者の職業自立に対する理解啓発の促進

障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。

○特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施

卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目がない支援を実施する。

○障害学生の支援の充実

- ア 独立行政法人日本学生支援機構が行う「障害学生就学支援ネットワーク」（全国の大学や関係機関がネットワークを作り、障害学生就学支援制度の整備を目指す。）等の事業を推進することにより、障害のある学生が学びやすい環境をつくる。
- イ 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」において採択されたプログラム（障害学生支援関係を含む。）について、財政支援を行うとともに

に、今後、広く社会に情報提供することで、各大学等における学生支援機能の充実を図る。

ウ 大学入試に関し、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮（試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、介助者の付与等）を行うことを各大学に要請する。

○放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

聴覚障害のある学生等からの要望を受け、希望の多いテレビ番組について字幕を制作し、字幕付与番組として放送する。

⑤施設のバリアフリー化の促進

○特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小・中学校等の具体的な整備計画の事例を取りまとめ、各都道府県等への周知を図る。

5. 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

①障害者の雇用の場の拡大

○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進

障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

(数値目標・達成期間)

○雇用障害者数

64万人〔25年度〕

○各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等

各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

(数値目標・達成期間)

○チャレンジ雇用の推進

全府省で実施〔20年度〕

○公的機関における障害者雇用の一層の促進

国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○公的機関の障害者雇用率

すべての公的機関で障害者雇用率達成 [24年度]

○精神障害者、発達障害者等の雇用促進

精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。

また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め、企業等の理解の促進等を図ることにより雇用の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○精神障害者の雇用

・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数

0.4万人 [19年] → 1.5万人 [25年]

・精神障害者ステップアップ雇用

常用雇用移行率 60% [24年度]

[障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]

○障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るために、在宅就業団体の登録数を増やす。

(数値目標・達成期間)

○在宅就業支援団体登録数

16団体 [19年] → 100団体 [24年度]

○短時間労働による障害者雇用の促進

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。

○農業法人等への障害者雇用の推進

農業法人等における障害者雇用を推進するため、農業法人等に障害者雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。

また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人等に関連制度等の情報を提供する。

②総合的支援施策の推進

〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕

○ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等

ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。

(数値目標・達成期間)

○ハローワークを通じた障害者の就職件数

24万件 [20~24年度の累計]

○障害者職業センターにおける専門的支援の推進

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。

(数値目標・達成期間)

○地域障害者職業センター

- ・ 支援対象者数 12.5万人 [20~24年度の累計]
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援終了後の定着率 80%以上 [24年度]

○障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

(数値目標・達成期間)

○障害者就業・生活支援センター

- ・設置数 135 [19年] →全障害保健福祉圏域に設置 [23年]
- ・利用者の就職件数 9,000件 [24年度]
- ・就職率 50%以上 [24年度]

○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進

職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。

(数値目標・達成期間)

○ジョブコーチ養成数

1,500人 [18年度] →5,000人 [23年度]

○ジョブコーチ支援

支援終了後の定着率 80%以上 [24年度]

○中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

(数値目標・達成期間)

○精神障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75% [24年度]

○関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。

[一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化]

○トライアル雇用の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用（トライアル雇用）を推進する。

(数値目標・達成期間)

○トライアル雇用

対象者の常用雇用移行率 80%以上 [24年度]

○福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。

また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。

(数値目標・達成期間)

○一般就労への年間移行者数

0.2万人 [17年度] → 0.9万人 [23年度]

○就労移行支援の利用者数

29.2万人日分 [19年度] → 72万人日分 [23年度]

○就労継続支援の利用者数

83.1万人日分 [19年度] → 277万人日分 [23年度]

※「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者」は、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。

○授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

(数値目標・達成期間)

○授産施設等の平均工賃月額

12,222円 [18年度] → 平均工賃倍増を目指す [23年度]

○福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

○特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進

特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。

○高等学校・大学における就労支援の推進

高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。

○障害者の就労に対する理解啓発の促進

障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。

〔障害者の職業能力開発の推進〕

○公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の受入れを推進する。

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。

(数値目標・達成期間)

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率

41.3% [18年] → 50% [24年]

6 保健・医療

○基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進する。

①障害の原因となる疾病等の予防・治療

○生活習慣の改善による循環器病等の減少

生活習慣の改善により、循環器病等の減少を図る。

○糖尿病の予防・治療の継続

糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。

○難治性疾患に関する病因・病態の解明

難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質の向上につながる研究開発を推進する。

②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

○高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等

ア 高次脳機能障害への支援を行うための支援拠点機関を、全都道府県に設置する。

イ 国立専門機関等において、高次脳機能障害のための認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発を推進するとともに、高次脳機能障害者に対する都道府県単位の支援ネットワークに対する専門的な支援を行い、その支援技術の普及を図る。

(数値目標・達成期間)

○高次脳機能障害支援拠点

18 都道府県〔18年度末〕→全都道府県〔24年度〕

○障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上

障害者の健康維持とQOLの向上のため、障害者向け医療サービスシステム及び障害者の健康維持管理に関する研究開発及び普及を図る。

○認知症疾患に対する専門医療の提供等

急増する認知症患者に対応していくため、専門医療や保健福祉サービスの提供、地域連携の強化を図るとともに、情報提供を行う。

③精神保健・医療施策の推進

○一般医のうつ病診断技術の向上

精神科医以外の一般医を対象にうつ病に関する研修を行い、一般医のうつ病の診断技術の向上を図る。

○自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及

自殺未遂者・自殺者親族等のケアのガイドラインを作成し、関係者に配布するなど、自殺未遂者・自殺者親族等のケアの方法について普及させる。

○精神科救急医療体制の確保

精神障害者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設を始めとした精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図る。

○医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備

医療刑務所等8施設に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。

④研究開発の推進

○再生医療の手法を取り入れた研究の推進

ア 再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得可能性に関する研究を推進する。

イ 細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に変革する可能性を有する再生医療について、必要な幹細胞利用技術等を世界に先駆け確立し、その実用化を目指した研究開発を推進する。

○うつ病等の精神疾患に関する研究

ア うつ病等の精神疾患の病態解明や、早期発見、治療技術に係る開発、社会復帰プログラムの開発のための研究を行い、その普及を図る。

イ 少子高齢化を迎えた我が国の医療・福祉の向上等への貢献を目指し、アルツハイマー病やうつ病等の精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつく脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進する。

⑤専門職種の養成・確保

○精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

心理職等を対象とした精神医療に関する研修を行い、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、精神保健福祉士について資質の向上を図る。

7 情報・コミュニケーション

○基本方針

I T（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

①情報バリアフリー化の推進

○障害者 I T 総合推進事業の実施の促進

障害者の I T の利用・活用の機会拡大を図るため、地域における I T 支援の総合サービス拠点となる障害者 I T サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者 I T 総合推進事業の実施を促進する。

○障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援

障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行うとともに、情報通信機器等のユニバーサルデザイン化の促進を図る。

○障害者の利用する I T 機器に関する J I S 規格の適切な見直し

高齢者・障害者の利用する I T 機器に関する J I S 規格について、国際規格の動向にあわせ、必要に応じて見直しを行う。

○ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進

ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

○政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進

政府広報関連ウェブサイトの障害者対応を進めるため、「政府インターネットテレビ」への字幕スーパーを挿入するとともに、「政府広報オンライン」に文字サイズの拡大機能や文字読み上げツールを付加する。

○関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

関係行政機関の実施する障害者施策に係る制度等について、障害者に十分

配慮した、分かりやすい広報を推進する。

②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

○電子投票の実施の促進

電子投票システムの技術的な課題や導入団体の実施状況についての調査分析を引き続き行い、地方公共団体に対して必要な情報を提供し、電子投票の実施の促進を図る。

○日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進

情報・意思疎通支援用具の給付などを行う日常生活用具給付等事業の市町村における適正な運用を促進する。

○テレワークの普及・啓発の推進

「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、通勤困難者でも仕事が可能となるテレワークの普及・啓発を推進する。

○ユビキタスネット技術の研究開発の推進

年齢・身体等の壁を乗り越え、高齢者や障害者を始め人にやさしいサービスを実現するためのユビキタスネット技術の研究開発を推進する。

○障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

脳からの情報を用いて、障害者が障害を意識することなく使えるコミュニケーション機器を開発するための研究を実施する。

③情報提供の充実

○聴覚障害者情報提供施設の整備の促進

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進する。

○字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進

ア NHK総合及び在京キー5局等において、字幕付与可能なすべての放送番組

(注1)に字幕を付与する。

また、NHK総合及び在京キー5局等において、対象の放送番組（注2）の10%、NHK教育において、対象の放送番組の15%に解説を付与する。

注1)複数人が同時に会話をを行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組に範囲を拡大

注2)権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く7時から24時までのすべての放送番組

(数値目標・達成期間)

○字幕放送時間の割合

NHK総合100%、在京キー5局平均77.8%〔18年度〕

※現行指針における字幕付与可能な放送時間（生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間）に占める字幕放送時間の割合

→ 100%〔29年度〕

※新たな指針においては、字幕付与可能な放送番組の範囲を拡大し、その中に占める字幕放送時間の割合

○解説放送時間の割合

NHK総合3.7%、NHK教育8.8%、在京キー5局平均0.3%〔18年度〕

※総放送時間に占める解説放送時間の割合

→

NHK総合及び在京キー5局等10%、NHK教育15%〔29年度〕

※対象放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合

イ 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。

○映画の字幕付与の促進

日本の映画の字幕付与について、映画関係団体とともに引き続き取組を促進する。

○視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進

視覚障害者がITを利用して、自宅から点字図書や録音図書の検索や貸出予

約等を行うことができる「視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業」等の利用を促進する。

○視覚障害者を対象とした広報の充実

視覚障害者向け資料「音声広報CD」及び「点字広報誌」について、引き続き発行する。

また、広報媒体の特性等に応じて可能なものについて、音声コードの活用に配慮する。

○障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進

障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

○障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討

障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方について検討を進め、必要に応じて法整備を行う。

④コミュニケーション支援体制の充実

○手話通訳者等の養成、派遣の促進

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を図るとともに、地域における視聴覚障害者のニーズに応じた手話通訳者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の適正な運用を促進する。

8 國際協力

○基本方針

「びわこプラスファイブ」の採択等を踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。また、障害者権利条約の締結に向け必要な国内法令の整備を図る。

①国際協力の推進

○政府開発援助を通じた国際協力の推進

独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた研修員の受け入れ、技術協力プロジェクト等を実施する。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援を実施する。

さらに、日本NGO連携無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

②障害者問題に関する国際的な取組への参加

○国連における取組への参加

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における障害者対策分野での協力を推進する。

また、国連障害者基金への拠出を実施する。

さらに、「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る。

③情報の提供・収集

○国立特別支援教育総合研究所における国内外への教育情報の提供

発達障害を含め障害のある子どもへの教育的支援を図るため、独立行政法人特別支援教育総合研究所において、国外の教育情報を収集するとともに、我が国の特別支援教育に関する情報等を国外に提供する。

II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進ちょく状況を毎年度、中央障害者施策推進協議会に報告する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を行う。